

李王職の編成と長官・次官・事務官の略歴：王公族研究の基礎データ

新城，道彦
九州大学韓国研究センター：研究員

<https://doi.org/10.15017/2186201>

出版情報：韓国研究センタ一年報. 11, pp.69-78, 2011-03-28. Research Center for Korean Studies,
Kyushu University
バージョン：
権利関係：

李王職の編成と長官・次官・事務官の略歴

—王公族研究の基礎データ—

新城道彦（九州大学韓国研究センター研究員）

韓国併合は、純宗皇帝が大韓帝国の統治権を「譲与」し、天皇がそれを「受諾」するという形式で成立する（併合条約第1条、第2条）。日本はこれによって「合意」という名目を得ようとした。

しかし、「合意」として併合を成立させるためには、当然のことながら、純宗皇帝に条約調印に応じてもらわなければならぬ。そこで、韓国皇室には日本の皇族と同等の礼遇や150万円（1921年からは30万円増額されて180万円）の歳費供与が保障された。琉球処分のときに琉球王尚泰が華族に叙されたこと、併合当時の日本の首相の年俸が1万2,000円ほどであったこと、1927年当時の皇族十一宮家の歳費の合計が約78万円であったことを考えると、厚遇のほどがわかる。さらに日本は韓国皇室の要求により、純宗皇帝、高宗太皇帝、皇太子李垠に「王」の尊称を認め、世襲する特権を与えた。すなわち、併合とは韓国を否定すると同時に大日本帝国に変容を迫り、大韓帝国の「帝」^{みかど}を温存するものだったといえよう。

この「帝」の温存を考える上で重要なのが、王公族（併合後の韓国皇室、皇帝の家系を特に李王家といった）の家務を掌った宮内省の李王職である。李王家に支払われた巨額の歳費はそのほとんどが李王職経費だったので、組織の大きさを推し量ることができる。李王家の歳費150万円はそもそも韓国の皇室費の額であり、これは併合以前に韓国宮内府に派遣された日本人官吏による改革によって確定されたものであった。そして、その韓国宮内府の改革にかかわった日本人官吏の一部が、その後も李王職として朝鮮に残り、王公族の管理や処遇に従事することとなる。したがって、王公族研究を進める上で李王職の解明は避けて通れない。

しかしながら、李王職に関する研究は少なく、構成に関してはほとんどわかっていない¹⁾。そこで本稿では王公族研究の基礎作業として、李王職の編成と一部職員（長官・次官および韓国宮内府改革に携わったのちに李王職事務官になった者）の略歴について明らかにしていきたい。

1. 李王職の編成と構成

1.1 李王職の編成

併合から4ヶ月後の1910年12月30日、「李王職官制」（明治43年皇室令第34号）²⁾が公布され、翌年2月1日の施行を待って宮内省の一組織たる李王職が誕生した。

李王職は、皇族のようで皇族ではない曖昧な王公族という身分をそのまま表したような官僚組織であった。なぜならば、「李王職官制」の第1条では宮内大臣の管理に属するとされながら、同年に公布された「朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職職員ニ関スル件」（明治43年皇室令第39号）の第1条では総督の監督下に置

1) 李王職に関する研究として、山本華子「李王職雅楽部に関する研究——『職員録』と聞き取り調査を中心に」（『青丘学術論集』第20集、2002年3月）、이지선、야마모토 하나코「『직원록』을 통해서 본 이왕직의 직제연구」（『동양음악』第26卷、2004年）、이윤상「일제하‘조선왕실’의 지위와 이왕직의 기능」（『韓国文化』第40卷、2007年12月）があげられるが、職員の具体的な構成には言及していない。また、大韓帝国時代の日本人官吏に関する研究として、浅井良純「韓国併合前後における日本人官僚について一文官高等試験合格者を中心に」（『朝鮮学報』第193輯、2004年10月）などがあげられるが、宮内府については触れられていない。

2) 「李王職官制」は1915年、1916年、1920年、1921年、1923年、1926年、1928年、1936年、1941年、1942年、1943年に改正された。

かれると規定されていたからである。

また、李王職の経費は、「李王職経費ノ支弁及李王歳費ノ収支監督ニ関スル件」（明治43年皇室令第40号）の第1条によって恩給遺族扶助料および退官賜金を除いて李王の歳費をもって支弁すると規定されたが、その李王歳費の収支は第2条で総督が監督すると規定されると同時に、第3条で収支の予算および決算は総督が審査したのちに宮内大臣の認可が必要だと規定されていた。

この他にも、李王職の庶務会計に関する規定の制定および改廃、職員の進退、賞罰、出張、請暇等を定めた「李王職職員服務取扱規定」の第1条では、判任官待遇以上の進退、一時賜金、勅任官の内地・台湾・樺太への出張、判任官待遇以上の外国出張、判任官待遇以上の嘱託員の採用、判任官待遇以上の賞与は宮内大臣に稟申すべきことと規定される一方で、第2条では、高等官勤務の指定、諸規定の制定改廃、勅奏任官の朝鮮内出張、奏任官の内地・台湾・樺太への出張等は総督の承認を経ることと規定されていた。また第4条では、李王職長官から宮内大臣または宗秩寮總裁に提出する文書は、すべて総督を経由すべきことと規定されていた³⁾。

なお、冒頭でも言及したように李王職の経費は李王家の歳費から捻出されたが、李王家の歳費は総督府財務局司計課で1年間の予算が策定され、李王職を通じて入金されるという構造をしていた。すなわち、李王職は宮内省の一組織でありながら、予算上は総督府のもとにあったのである。

李王職は、庶務係、会計係、掌侍係、掌祀係、掌苑係で編成された。

庶務係は韓国宮内府の組織であった経筵庁、奎章閣、宗正部、侍講院の業務を、会計係は内需司、殿閣司、会計司の業務を、掌侍係は承宣院、司饔院、尚衣院、内医院、通礼院などの業務を担当した⁴⁾。

庶務係は、①贈答に関する事項、②王家の譜牒・詞章・古印および簿冊類の管守に関する事項、③長官・次官の官印および職印の管守に関する事項、④官規その他重要な公文書の起草および審査に関する事項、⑤公文書類の接受・発送・編纂・保管および統計報告に関する事項、⑥図書の保管・出納および縦覧に関する事項、⑦職員の進退・身分に関する事項、⑧前各号以外に他の係に属さない事項を掌った。

会計係は、①経理に関する事項、②財産に関する事項、③營繕に関する事項を掌った。

掌侍係は、①昌徳宮の身側に関する事項、②昌徳宮の診候・調薬および衛生に関する事項、③昌徳宮内人に関する事項、④昌徳宮の供膳および饗宴に関する事項、⑤儀式・賓客・接待および馬車使用に関する事項を掌った。掌祀係は、①祭祀に関する事項、②廟・祭殿・祭宮および墳塋の管守に関する事項、③雅楽に関する事項を掌った。

掌苑係は、①博物館に関する事項、②動物園に関する事項、③植物苑に関する事項を掌った⁵⁾。

1.2 李王職の構成

李王職職員は長官、次官、事務官、贊侍、典祀、典医、技師、属、典祀補、典医補、技手で構成された。

長官：勅任官1名で、李王職一切の事務を統括して各職員を指揮監督する。

次官：勅任官1名で長官を補佐して長官に事故があったときはその職務を代理する。

事務官：奏任官36名（内3名を勅任官とすることができる）で庶務を掌る。

贊侍：奏任官12名（内2名を勅任官とすることができる）で李王および李太王に近侍して身辺のことを掌る。

典祀：奏任官8名（名誉官とすることができる）で祭祀や墳塋に関する事務を掌る。

3) 「李王職事務職員及経費に関する規定並びに王公族の身分等に関する規定概要」（『斎藤実文書』99-34、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

4) 이지선、야마모토 하나코 前掲、12頁。

5) 李王職庶務係人事室『李王職職員録』(1911年) 3-5頁。

典医：奏任官6名で診候・調薬および衛生に関する事務を掌る。

技師：奏任官3名で建築土木および園芸などの技術に関する事務を掌る。

属：判任官で庶務に従事する。

典祀補：判任官で祭祀に従事する。

典医補：判任官で医務に従事する。

技手：判任官で建築土木および園芸の技術に従事する。

李太王には事務官7名、贊侍5名、典医2名と属および典医補が分属され、王世子には事務官、贊侍、典医各1名と属および典医補が分属され、公族には事務官各2名と属が分属された。各職員の官等は以下の通りである⁶⁾。

勅任官			奏任官					
親任	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
長官								
	次官							
	事務官							
	贊侍							
		典祀	典祀	典祀	典祀	典祀	典祀	
		典医	典医	典医	典医	典医	典医	
		技師	技師	技師	技師	技師	技師	

判任官			
一等	二等	三等	四等
属	属	属	属
典祀補	典祀補	典祀補	典祀補
典医補	典医補	典医補	典医補
技手	技手	技手	技手

李王職は数回にわたる改革によって多くの職員が罷免された。1910年の第一次改革では、高等官127名、判任官28名、1915年の第二次改革では、高等官19名、判任官34名、1916年の第三次改革では、高等官8名、判任官17名が罷免された。1920年には李太王の薨去によって不要となった高等官9名、判任官7名が第四次改革として罷免され、1921年には物価高騰の煽りを受けて経費節減のために第五次改革として高等官5名、判任官13名が罷免された。こうした改革では、局課の廃合、事務の整理簡捷、不急事業の廃止、旧弊風の打破も併せて行われた⁷⁾。

この他、雇傭員や女官も隨時整理された。1910年12月30日に「李王職官制」が公布された際には雇傭員・女官・奴婢の定員を2,500余名としたが、その後減員の方針がとられ、1915年、1916年、1919年、1920年に計1,540余名が罷免された⁸⁾。

6) 前掲『李王職職員録』7－8頁。

7) 「李王職財政整理大要」(前掲『斎藤実文書』99-33)。

また、「李王職官制」が施行される前日の1911年1月31日には、韓国宮内府の残務整理が終了したということで宮内大臣以下諸員の残務取扱が解除され、多くの者が失職した。彼らには特別慰労金が支給され、その額は親任官1名に対する1,150円、勅任官17名に対する7,100円、奏任官・同待遇者36名に対する5,365円、判任官・同待遇者49名に対する3,692円、雇傭員310名に対する9,640円であり、予備金から捻出された合計額は2万6,947円に上った⁹⁾。

2. 李王職長官・次官の略歴

李王職長官は、1932年7月に就任した篠田治策を除いて朝鮮人が担当し、李王職次官は、逆に1932年7月に就任した李恒九を除いて内地人が担当した。

長官	就任年月日	次官	就任年月日
閔丙奭	1911年2月	小宮三保松	1911年2月
李載克	1919年10月	国分象太郎	1917年1月
閔泳綺	1923年3月	上林敬次郎	1921年9月
韓昌洙	1927年4月	篠田治策	1923年2月
篠田治策	1932年7月	李恒九	1932年7月
李恒九	1940年3月	児島高信	1940年3月

これら李王職長官・次官の略歴は以下の通りである¹⁰⁾。

【閔丙奭】

1858年12月11日に生まれる。本籍は忠清南道懷德郡沙塙里¹¹⁾、本貫は驪興。老論派に属する。1879年2月に文科日次に及第し、1880年4月に芸文館検閲となり、累進して1881年5月に奎章閣直閣、1882年5月に承政院副承旨、同年10月に弘文館副提学、1884年9月に成均館大司成、同年10月に承政院都承旨、1885年2月に閔泳翊内閣の戸曹参判、同年6月に協弁内務府事、同年8月に吏曹参判、1889年3月に育英公院弁理、1896年2月に宮内府特進官勅任官三等、同年7月に経筵院侍講、侍従院卿、1897年7月に議政府參贊勅任官二等、1898年8月に議政府贊政勅任官一等、同年10月に農商工部大臣兼宮内府大臣、同年12月に陸軍副将および軍部大臣、1899年4月に学部大臣兼全権公使、1900年4月に鉄道院總裁、同年9月に元帥府検査局總長、同年10月に度支部大臣、1901年10月に表勲院副總裁、1902年2月に鉄道院總裁、1904年9月に議政府贊政、1905年1月に表勲院總裁となる。その後、1911年2月から1919年10月まで李王職長官を務め、1925年7月に中枢院顧問となる。

署理大臣に9回、大臣に11回、侍従院卿兼内大臣および宮内府大臣の親任を得ること3回に及んだ。韓国併合とともに朝鮮貴族に叙せられて同年10月7日に子爵となり、12万円の恩賜公債を受ける。

8) 前掲「李王職財政整理大要」。

9) 『朝鮮総督府官報』1911年1月31日。朝鮮総督府訓令第7号。『純宗実録』1911年1月31日。

10) 大村友之丞編『朝鮮貴族列伝』(朝鮮総督府印刷局、1910年)、『韓國學文献研究所編『旧韓末日帝侵略史料叢書13－社会篇4』』(亞細亞文化社、1985年)、権藤四郎介『李王宮秘史』(朝鮮新聞社、1926年)、『在朝鮮内地人紳士名鑑』(朝鮮公論社、1917年)、有馬純吉『人物評論眞物？贋物？』(朝鮮公論社、1917年)、同『昭和六年版 朝鮮紳士録』(朝鮮紳士録刊行会、1931年)、『韓國近現代史人名録』第3巻、驪江出版社、1987年)、『朝鮮人事興信録』(朝鮮新聞社、1922年)、『日本人物情報大系』第73巻、皓星社、1999年)、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』(東京大学出版会、2002年)、新聞記事などを利用して作成。

11) 有馬前掲『昭和六年版 朝鮮紳士録』には、1858年12月に京城府慶雲洞89で生まれるとある。

朝鮮での住所は京城府慶雲洞89。電話番号は光57・267。

【李載克】

1864年11月6日に生まれる。1904年10月24日に叙勲一等旭日章、1906年2月18日に陞従一品、同年4月27日に陞勲一等太極章、1907年8月17日に表勲院總裁となる。その後、韓国併合とともに朝鮮貴族に叙せられて同年10月7日に男爵となり、2万5,000円の恩賜公債を受ける。

李王職事務官の権藤四郎介は、宮中で力をもつ李完用と尹德榮のどちらの派閥にも属していない李載克が1919年10月から1923年3月まで李王職長官に推戴された理由を、「李王家の宗家であるため」¹²⁾と説明している。

【閔泳綺】

1858年8月1日に生まれる。本籍は京城府桂洞133。1897年に中枢院議官に任せられ、次いで京畿道觀察使、黃海道觀察使、陸軍副將軍部大臣、度支部大臣、議政贊政、農商工部大臣、平南平北全南の各道觀察使、法部大臣、中枢院顧問を歴任、1908年12月には東洋拓殖株式会社副總裁となる。

日露戦争後には目賀田種太郎の議を入れて、貨幣制度の改革や中央銀行制度の創設などに尽力した。韓国併合とともに朝鮮貴族に叙せられて同年10月7日に男爵となり、2万5,000円の恩賜公債を受ける。翌1911年3月に中枢院顧問となる。

李載克が李王職長官を辞める際に、次の長官として李允用、李址鎔の名前があがったが、「人格閱歴と一党一派に偏せず比較的中止の立場にあるもの」¹³⁾として閔泳綺が推されたという。

【韓昌洙】

1862年1月に忠清北道清州郡韓章錫文簡公の次男として生まれる。幼くして漢学を修め、進士試験文科に及第した。漢城銀行重役、普植園森林經營専務、朝鮮山林会副会長、朝鮮蚕紙会副会頭、朝鮮佛教團長、日本赤十字社朝鮮本部副總長、愛國婦人会本部顧問、漢城裁判所判事、學務局長、馬山府尹、木浦府尹、議政府外事局長、内閣書記官長、中枢院顧問を歴任する。

妻は昌子、長男は相琦で北海道帝国大学農科に修業、次男は相億でスイス大学経済博士、長女は元吉で尹沢榮の息子弘燮に嫁す。韓国併合とともに朝鮮貴族に叙せられて同年10月7日に男爵となり、2万5,000円の恩賜公債を受ける。

朝鮮での住所は京城府嘉会洞26。電話番号は光706。

【篠田治策】

1872年10月12日に生まれる。本籍は静岡県小笠郡池新田村池新田151。錦城学校（現錦城高等学校）を経て東京帝国大学法科大学法律科に入学、同窓の中には第一次若槻内閣で鉄道大臣となった井上匡四郎、浜口内閣で司法大臣となった渡辺千冬、第16代台灣總督となった中川健蔵などがいた。

1899年に東京帝国大学卒業後、同年12月から東京で弁護士業に従事し、1904年6月に第三軍國際法顧問として日露戦争に従軍、1906年に關東都督府附、1907年6月に統監府嘱託に就任、同年8月に統監府官憲を間島に派遣するために龍井村に潜入し、統監府臨時間島派出所を開庁して総務部長、農商工部山林局林政課長などを歴任し

12) 権藤前掲、256頁。

13) 権藤前掲、257頁。

た。篠田はのちにこの一件に関して、「表面は清国官憲の横暴と馬賊不逞輩の凌虐とより、多数の在住韓民を保護し、裏面には間島問題を韓国の為に有利に解決すべく試る」¹⁴⁾ ことを目的としたものであったと回顧している。

1909年10月に統監秘書官、1910年10月に平安南道内務部長、1915年5月に平安南道第一部長、1919年にウラジオストク派遣軍政務事務嘱託として同地に出張、同年9月に平安南道知事、1922年3月に東京帝国大学法学博士となる。李王職次官時代の1927年に李垠、方子夫妻の欧州巡遊に同行し、その間の記録を『欧州御巡遊隨行日記』(大阪屋号書店、1928年) に著している¹⁵⁾。さらに李王職長官時代の1935年に李垠に扈從して台湾を視察し、その間の記録を『台湾を見る』(楽浪書院、1935年) として刊行した。その他にも、『日露戰役國際公法』(巖松堂書店、1911年)、『文祿役と平壤』(平安南道教育会、1919年)、『南漢山城の開城史—極東に於ける Capitulation の一例』(1930年)、『間島問題の回顧』(1930年)、『白頭山定界碑』(楽浪書院、1938年) などの著書がある。また篠田は『高宗実録』(全52巻) および『純宗実録』(全22巻) の編纂にも大きく関与した。李王職長官在任中の1935年8月12日に勲一等瑞宝章を受け、1940年3月に辞職。同年7月から速水滉を継いで京城帝国大学第9代総長に就任し、1944年3月に辞職¹⁶⁾。1946年1月23日に逝去した。

朝鮮での住所は京城府明治町1官舎。電話番号は本局193。

【李恒九】

1881年8月に李完用の次男として生まれる。1924年2月に分家して一家を創立し、同月の紀元節に従四位勲二等および男爵が親授された。

李太王は李完用を信頼して重用したが、李王は李完用を好まなかった。それゆえ息子の李恒九が李王職として近侍するのでさえ不快であったという¹⁷⁾。しかし李王職の人事は長官・次官を総督府が決め、それ以下は総督府の意を受けて長官・次官が決定していたので、李王が直接口出しすることはできなかった。李恒九は数少ない李完用閥の人一人であったが、権藤四郎介は彼のことを、父の余勲で李王職勤任事務官になった程度の人物で「固より不肖の子に過ぎぬ」¹⁸⁾ と酷評している。

長男の丙吉は、1914年に升九(李恒九の亡兄)の養子となって家督を相続した。

朝鮮での住所は京城府玉仁洞19。電話番号は光363。

14) 篠田治策『間島問題の回顧』(1930年、非売品) 2頁。

15) 朴殷植は1920年に上海で出版した『韓國獨立運動之血史』の中で、日本は李垠と梨本宮方子の婚儀を実現したのちにヨーロッパを巡遊させて「朝日同化の説」を世界に宣伝することを計画したと論じている。しかし、この点は疑わしい。李垠と梨本宮方子は結婚したのちの1927年に、実際に1年間のヨーロッパ巡遊に出かけているが、日本政府の許可がなかなか下りなかつたため、その実現には非常な困難がともなっていた。日本政府が許可を渋った理由は、ヨーロッパの新聞が李垠を「プリンス・オブ・リー」ではなく「プリンス・オブ・コリア」と書くのではないかと心配したためである。それゆえ、この計画はいったん中止に追い込まれたが、当時の李王職次官である篠田治策が政府と直接交渉し、非公式に実施するという条件付でようやく実現に漕ぎ着けたのであった。つまりヨーロッパ巡遊は李王家側の希望であって、日本政府はそれに対してむしろ難色を示していたのである。なお、肩書きに細心の注意を払った日本は、李垠に「伯爵」を、方子に「伯爵夫人」を用いさせた。これは王族に限ったことではなく、例えば東久邇宮稔彦親王が洋行したときは「東伯爵」とした。「李王同妃両殿下歐洲御視察ノ件」(『大日記乙輯』防衛省防衛研究所所蔵)、『京城日報』1926年3月18日、李王垠伝記刊行会編『英親王李王伝』(共栄書房、1978年) 221-223頁。

16) 篠田は1921年に法学博士となり、1937年に「北支事変と陸戦法規」(『外交時報』第84巻第788号、1937年) という論文を執筆した。南京大虐殺論争では何が国際法上の違反行為に当たるかが問題とされるが、その一部として便衣兵への裁判が必要か不必要かで「虐殺」の有無が論じられる。篠田は「北支事変と陸戦法規」で、必ず軍事裁判に付してその判決に依らなければならない11項目を設け、その一つとして「一定の軍服又は徽章を着せず、又は公然武器を執らずして我軍に抗敵する者(仮令ば便衣隊の如き者)」(55頁) をあげているため、便衣兵を裁判なしに処刑した行為を「虐殺」と見なす論者からたびたび引用されている。

17) 権藤前掲、248頁。

18) 権藤前掲、44頁。

【小宮三保松】

1859年5月10日もしくは23日に士族小宮久左衛門の長男として江戸に生まれる。弟の陽は大蔵省官吏となる。1876年7月に司法省法学校に入学、1884年10月に東京帝国大学法律科卒業、法律学士となる。

1884年7月に司法省御用掛・民法局詰、1886年2月から1890年6月まで法学修業ならびに裁判事務研究のため欧州へ派遣される。同年7月に判事試補・東京始審裁判所詰、8月に検事・東京始審裁判所詰、9月から翌年6月まで貴族院書記官を兼ねた。1891年6月から8月に枢密院議長秘書官、1892年8月に内閣書記官、同年11月に法制局参事官を兼ね、1893年5月に弁護士となる。

1895年1月に東京控訴院検事となり、1898年12月に大審院検事となる。1899年4月から1900年6月までドイツとオーストリア（もしくはオランダ）へ派遣され、帰国後に再び大審院検事となる。

1907年9月から1910年8月まで統監府参与官、韓国宮内府次官、1910年8月から1911年1月まで同残務整理となる。

小宮は伊藤博文統監の絶大な信任を得て韓国宮内府に就任し、皇室財産の整理などを担当した。併合後は初代李王職次官に就任するが、寺内正毅総督のもとで辞意を漏らすようになる。しかし寺内総督時代には辞意が受け入れられず、長谷川好道総督時代に変わってから辞任した。権藤四郎介は小宮の功績として「皇室と王家－王家と総督府－王家と近親貴族及び旧臣－王家と朝鮮民衆－王家と外国人－との関係を明らかにして、李王家百年の長計を定めた」と、「朝鮮二千年の歴史を語るべき文化と芸術とを後世に保存する博物館を創設した」¹⁹⁾ことをあげている。

【国分象太郎】

1861年に対馬厳原で士族国分建見の長男として生まれる。外務省が設置した府中港に近い光清寺の韓語学所と釜山草梁倭館を開設された語学所で朝鮮語の養成を受けた。1879年8月に釜山領事館の稽古通詞を命ぜられ、翌1880年には東京外国语学校の朝鮮語学科に入学、外務省給費生として高雄謙三、川上立一郎、林武之助、塩川太郎らとともに学んだ。1885年に京城領事館御用掛兼裁判所書記心得、1888年に領事館書記生、1892年に公使館書記生、1895年に公使館二等通訳官、1897年に一等通訳官となる。1902年に二等書記官となって翌年12月まで在米日本公使館に勤務したが、日露戦争開戦の直前に韓国へ戻った。

1905年の第二次日韓協約締結時には伊藤の高宗皇帝謁見に同席し、諸大臣との会見内容を通訳・記録した。その後、統監府書記官、秘書官となり、参与官も兼任した²⁰⁾。国分は併合後に中枢院書記官長を経て李王職事務官徳寿宮附となり、その不遇を嘆いたが、小宮が李王職次官を辞任するとその地位に推挙される²¹⁾。

【上林敬次郎】

京都府に生まれ、籍を東京に移す。1893年に和仏法律学校（現法政大学）を卒業、1894年の第一回文官高等試験に合格し、法制局試補に配属される。1896年6月に大蔵試補に移動、1897年3月に司税官試、5月に司税官に任命されて金沢税務管理局で勤務、1899年1月に秋田税務官吏局長、1900年7月に松江税務官吏局長に移動、1902年11月に松江税務監督局長、1903年11月に金沢税務監督局長、1904年5月に醸造試験所事務官、1905年9月に關東州民政署、1908年9月に大蔵省臨時建築部事務官、1910年10月に統監府度支部書記官、統監府蓼政局長を

19) 権藤前掲、73頁。

20) 石川遼子「国分象太郎」（館野哲編『36人の日本人－韓国・朝鮮へのまなざし』明石書店、2005年）34-37頁。

21) 権藤前掲、73頁。

経て総督府専売局長官となる。その後、1915年3月に総督府農商工部課長、1916年に忠清南道長官、1918年9月23日から1921年8月5日まで咸鏡道知事となる。

権藤四郎介は上林について「三代の〔李王職〕次官上林敬次郎氏に至つては、時の政務総監水野鍊太郎氏か『国分が急に死んだので間に合はせにやらして見たが、アノ男ばかりは失敗した』と後悔したほどの人物で、その公私の行為に非難多く凡てが水野氏の一言に尽きてゐる」²²⁾ と述べるに止まっている。

【児島高信】

1896年4月22日に生まれる。本籍は福岡県筑紫郡大野村大字下太利596。京城中学を経て1918年10月に文官高等試験行政科に合格し、翌1919年7月に東京帝国大学法科大学政治学科を卒業する。同月、専売局書記兼大蔵属となり、1920年4月に総督府試補として朝鮮に渡り財務局に勤務する。同年6月に総督府財務局司計課事務官、1923年9月に総督府参事官、1924年12月に総督官房事務官を経て、1928年3月に殖産局商工課長に進み、1929年11月に財務局理財課長となる。

朝鮮での住所は京城府旭町1官舎21。電話番号は本局730。

3. 李王職事務官の略歴

次に李王職長官・次官に次ぐ地位として李王職の実務を担った事務官の略歴についてみていく。1911年から1943年までに李王職事務官になった者を朝鮮人と内地人に分けて一覧にすると以下のようになる²³⁾。韓国時代に宮内府、英親王府、義親王府の官吏を経験した者は太字にした。

朝 鮮 人				内 地 人			
李会九	李謙濟	金奎熙	高羲誠	多田桓	蜷川新	林文太郎	青山浅次郎
俞致衡	李起泓	玄百運	金東完	村上龍信	権藤四郎介	末松熊彦	上邨正巳
金觀鎬	尹世鏞	朴叙陽	趙東源	津輕英麿	黒崎美智雄	多賀高延	増田英信
尹喜求	崔鍵灝	安淳煥	李容汶	国分象太郎	武藤文吾	近藤左右一	田中遷
李龍漢	嚴柱承	劉燦	徐相璿	呼子友一郎	今村鞆	仁木義家	佐藤明道
金相昱	金澤基	閔達植	金明秀	大浦常造	池尻萬寿夫	林健太郎	志賀信光
尹始鏞	韓相鶴	李恒九	高羲敬	飯高治衛	山下平一	葛城未治	斎藤治郎
李仁用	朴胄彬	安商説	李源昇	宮島敏雄	高木茂	岸田遠保	
韓昌洙	嚴允燮	嚴柱日	李謙聖				
金東錫	李聖默						

韓国宮内府の官吏を経験し、その後李王職となっている蜷川新、権藤四郎介、末松熊彦、津輕英麿、黒崎美智雄、高木茂の略歴を示すと以下のようになる²⁴⁾。

22) 権藤前掲、260頁。

23) 李王職職員の年代ごとの変遷については拙稿「李王職の編成と職員の構成—1911年から1943年までの李王職の構成人員確定作業ー」『韓國言語文化研究』第18号、2010年3月)

24) 脚注10の史料の他、牧野耕藏編『朝鮮紳士名鑑』(日本電報通信社京城支局、1911年)〈『朝鮮人名史料事典』第1巻、日本図書センター、2002年〉、『朝鮮総督府施政二十五周年記念表彰者名鑑』(1935年)〈『日本人物情報大系』第79巻、皓星社、1999年〉、阿部薰編『朝鮮功労者銘鑑』(民衆時論社、1935年)〈『朝鮮人名史料事典』第4～6巻、日本図書センター、2002年〉を利用して作成。

【蜷川新】

本籍は静岡県。1891年に第一高等中学校予科入学、1896年9月に東京帝国大学法科大学入学、同年12月に一年志願兵として近衛歩兵第四連隊に入隊、1898年2月に除隊（予備陸軍少尉）、1901年7月に法科大学（仏法）を卒業、同年に大蔵省関税課勤務、翌年に退職し読売新聞臨時記者となる。1905年12月に陸軍省嘱託・旅順外国人私有財産整理委員、1907年に韓国宮内府目賀田顧問附、1911年に李王職事務官。1912年に東京帝国大学の法学博士（国際法学）となり、1914年から1917年まで同志社大学教授、1929年から1947年まで駒沢大学教授を務める。戦後公職追放となった。

【権藤四郎介】

本籍、福岡県三井郡御井町576。1900年に早稲田大学政治経済科卒業、大阪朝日新聞社に入社するが、1902年に藤本ビルブローカー銀行（大和証券グループの前身）が設立されると、この銀行に引き抜かれる。1905年に朝鮮に渡って仁川商業会議所の書記長に就任し、1905年に第二次日韓協約が締結されると韓国宮内府に入り、事務官となる。1911年から李王職事務官、1920年に退官すると朝鮮新聞社理事となり、1925年には同社を改組して株式会社としている。

【末松熊彦】

本籍は福岡県京都郡稗田村字前田。1904年に仁川米豆取引所の支配人として勤務、1908年に嘱託として韓国宮内府に入り、その後事務官となる。1911年に李王職事務官に就任すると、1941年まで31年間にわたって在職した。

【津輕英麿】

1872年2月25日に生まれる。本籍は東京市小石川区茗荷町69。学習院中等科卒業後、ドイツに留学してボン市高等学校を卒業、さらにボン、ベルリン、スイスのジェネバの諸大学で法律政治および経済学を専攻して卒業、帰国して早稲田大学、慶應大学、学習院大学で教鞭をとった。その後辞職して1907年10月に朝鮮に渡り、統監府法制取調事務嘱託、韓国宮内府書記官となる。1911年に李王職事務官、総督府外事局取調事務嘱託、1914年に式部官兼李王職事務官となり、宮内省大臣官房御用掛に任命される。

【黒崎美智雄】

1862年1月に生まれる。本籍は岡山県御津郡横井村。大阪朝日新聞社に入社して特派員として台湾に渡る。1905年に大阪朝日新聞社を辞職して朝鮮に渡り、京城で国民新報社を主幹、1906年に韓国宮内府に入る。1911年から1921年まで李王職事務官に就任する。

【高木茂】

本籍は東京市麻布区北日ヶ窪町。1908年2月9日に韓国宮内府雇員、1910年8月29日に宮内府が廃止されると残務取扱となる。1911年1月30日に残務取扱を解除、同年2月1日に李王職雇、1925年8月4日に李王職属王世子附、1942年7月に李王職事務官となる。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金 研究活動スタート支援「韓国皇室の日本編入による天皇制の動搖に関する基礎的研究：王公族関連データの作成」（課題番号21820029）、2010年度松下幸之助記念財団研究助成「王公族（旧大韓帝国皇室）の法的位置づけにみる朝鮮統治と天皇制」（助成番号10-004）の成果の一部である。